

## 庄内川流域治水協議会 規約（改訂案）

## （設置）

第1条 「庄内川流域治水協議会」（以下「協議会」）を設置する。

## （目的）

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、庄内川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

## （協議会の構成）

第3条 協議会は、別表の職にある者をもって構成する。

- 2 本協議会は、各構成員の命により、各機関からの代理出席を認める。
- 3 本協議会を進めていくにあたり、その他の庄内川流域内関係自治体についても、協議会の同意を得て、構成員として追加できるものとする。
- 4 協議会には、構成員の他、各機関の取組を支援するため、他の関係機関もオブザーバーとして参加できるものとする。

## （協議会の実施事項）

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 庄内川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
- 2 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
- 3 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
- 4 その他、流域治水に関して必要な事項。

## （協議会資料等の公表）

第5条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

## （事務局）

第6条 協議会の事務局は、国土交通省中部地方整備局庄内川河川事務所調査課、岐阜県県土整備部河川課、愛知県建設局河川課に置く。

- 2 事務局は、会議の運営に関する事務その他の事務を処理する。

## （雑則）

第7条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

## （附則）

第8条 本規約は、令和2年7月6日から施行する。

令和2年9月14日改訂

令和2年12月18日改訂

## 庄内川流域治水協議会

構成員

別表

機関	構成員	
	役職	氏名
多治見市	市長	ふるかわ まさのり 古川 雅典
瑞浪市	市長	みずの こうじ 水野 光二
恵那市	市長	こさか たかね 小坂 喬峰
土岐市	市長	かとう じゅんじ 加藤 淳司
名古屋市	市長	かわむら 河村 たかし
一宮市	市長	なかの まさやす 中野 正康
瀬戸市	市長	いとう やすのり 伊藤 保徳
春日井市	市長	いとう ふとし 伊藤 太
犬山市	市長	やまだ たくろう 山田 拓郎
江南市	市長	さわだ かずのぶ 澤田 和延
小牧市	市長	やました しずお 山下 史守朗
稲沢市	市長	かとう じょうじろう 加藤 錠司郎
尾張旭市	市長	もり かずみ 森 和実
岩倉市	市長	くぼ たかから 久保田 桂朗
清須市	市長	ながた すみお 永田 純夫
北名古屋市	市長	なが せ 長瀬 保
あま市	市長	むらかみ こうじ 村上 浩司
長久手市	市長	よしだ いちひら 吉田 一平
豊山町	町長	すずき くになお 鈴木 邦尚
大口町	町長	すずき まさひろ 鈴木 雅博
扶桑町	町長	さば せ たけし 鯖瀬 武
大治町	町長	むらかみ まさお 村上 昌生
岐阜県	県土整備部長	ふなざか なるひこ 船坂 徳彦
岐阜県	都市建築部長	おの まさよし 大野 真義
岐阜県	林政部長	おぎす まさとし 荻巣 雅俊
愛知県	建設局長	かまた ゆうじ 鎌田 裕司
愛知県	農林基盤局長	ひら た まこと 平田 誠
林野庁	中部森林管理局 名古屋事務所長	はなむら けんじ 花村 健治
国土交通省	多治見砂防国道事務所長	うえの としやす 植野 利康
国土交通省	庄内川河川事務所長	にしだ まさと 西田 将人

## オブザーバー

農林水産省 東海農政局 農村振興部、国土交通省 中部地方整備局 建政部・河川部、  
 気象庁 名古屋地方气象台、地方共同法人 日本下水道事業団 事業統括部、中部電力株式会社 事業創造本部、  
 中日本高速道路株式会社 名古屋支社 名古屋保全・サービスセンター、名古屋高速道路公社 総務部、  
 岐阜県 農政部